

(ク) 日本「イラン」親善飛行  
ニ関する件

(イ) 昭和

7

F-0354

0197

極秘

日本、「イラン」親善往復飛行要領

次官

機ヲ派遣シ之ガ奉祝ノ意ヲ表スルモノトス

記

「イラン」國皇太子殿下御結婚奉祝

會計課長

昭和十四年四月上旬（御結婚式ハ四月二十二日ノ豫定）

三實施者

大日本航空株式會社

四使用機

三菱式双發輸送機「そよかせ」號  
登録記號 J I B E O A

五搭載無線機

T式長短兼用送受信機

波長  
中波 三三三 Kc 五〇〇 Kc  
短波 六五九〇 Kc 六二一〇 Kc

A式方向探知機

六乗員及同乗者

(一) 乗員

機長

一等飛行機操縦士兼一等航空士 松井勝吾  
中航ヲ三菱式双發輸送機飛行時間三ヶ所  
一等飛行機操縦士兼二等航空士 岩堀庄次郎  
機關士 岡本虎男  
技術員 楠木健次郎  
無線通信士 清都誠一

(二) 同乗者

外務省 省 名  
航空局 局 名  
海軍省 省 名  
大日本航空株式會社 社 名

七航空路、著陸場等

第一日 東京―台北  
第二日 台北―廣東  
第三日 廣東―盤谷  
第四日 盤谷―カルカッタ  
第五日 カルカッタ―アラハバッド―ジヨドプール―カラチ  
第六日 カラチ―ジャスク―バヌラ

計會 14.3.20 付受

第七日 バスライバグダツド  
第八日 バグダツドイテヘラン  
備考 「バグダツド」ハ場合ニ依リ著陸ノミトシ第七日「テヘラン」  
ニ向フコトアルモノトス  
八復航ハ往航ノ逆トス

局長

歐亞局長

第一課長

東京、「テヘラン」親善飛行日程表

一應ノ豫定

次官

儀典課長

人事課長

會計課長

月日

豫

定

備

考

四月八日  
四月九日  
四月十日  
四月十一日  
四月十二日  
四月十三日  
四月十四日  
四月十五日  
四月十六日  
四月十七日  
四月十八日  
四月十九日

東京出發  
台北  
廣東  
盤谷  
カルカッタ  
カラチ  
バスラ  
バグダッド  
テヘラン  
豫備  
豫備  
豫備

出張期日ハ表  
受取ハハコトナシ

月日

豫

定

備

考

五月二日  
五月一日  
五月三日  
五月四日  
五月五日  
五月六日  
五月七日  
五月八日  
五月九日  
五月十日  
五月十一日  
五月十二日  
五月十三日  
五月十四日  
五月十五日  
五月十六日  
五月十七日  
五月十八日  
五月十九日  
五月二十日

滞在  
滞在  
行事  
カブール  
カブール  
テヘラン  
テヘラン  
準備  
出發  
カラチ

カブール

九 八 七 六 五 四 三  
日 日 日 日 日 日 日

東 台 廣 " " 盤 カ  
京 北 東 谷 ル  
カ  
ツ  
タ

F-0354

0201

電信課長

大臣  
次官  
澤田

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 會社 秘書官

寫送先

分類 F.1.10.0.8

昭和14 六八四三

暗 本 省 三月九日後發 十日 前着

歐

有田外務大臣

第二三號

中山公使

貴電第一六號ニ關シ(訪「イ」祝賀飛行ニ關スル件)

生憎本日正午ヨリ十一日朝迄休日ナル爲正式回答ハ取付ケ難キモ外務次官トノ電話交渉ノ結果本件飛行ニ對シテハ「イ」側ニ何等ノ異存ナシ格納等ノ準備ニ付テハ土曜日打合ヲ爲スヘク又正式許可取付ニ必要アルニ付性能乗員等ニ付詳細御回電ヲ請フ(了)

外務省

電信課

博覧会場改造ノ上國航ノ名ニ於テ飛行セシム  
ハノ交渉中ナルニ付據メ本電ヲ但墨キカレ度  
海軍ヨリ確答アリ次ヲ改一ヨリ答電ヲ依頼ス  
ハニ付其ノ時或ケテ電送レ得ル程御準備  
ヲ請フ

歐亞局第二課長

(原議用紙乙)

側ノ許可取付方及着陸格納其他諸般ノ準備  
 ニ付、側ト打合セラレ度尙合機ニテ皇室ヨリノ御  
 贈品運送致度若シ右許可が滞延スル様ナラハ御  
 贈品ハ十二日横濱發根丸ニテ香港迄送り  
 全地ヨリ、イリペリアルエアウエースニテ送附セシムルノ  
 必要アルニ付大至急御回電アリタシ  
 飛行機ノ性能及乗員等ニ付イテハ追電ス不取敢

電 信 案

外 務 省

大臣 儀典課長 第三課長 歐亞局

(分類 F110.0.3)

電 信 案	電 送 第 5639 號	主 管 歐 亞 局 長
大至急	昭和十四年三月九日午後三時十分發	主任 第三課長
貴電ノ六号未段ニ関シ	宛 在テ(ラシ) 中山公使	發 有田大臣
飛機航空會社ヲシテ國産機一機ヲ使用シ奉祝	件 名 訪(ラシ)祝賀飛行ノ件	昭 和 十 四 年 三 月 九 日 草
飛行ヲ行ハシムルコトニ決定シタルニ付右飛行ニ関スル	記 録 件 名 市 和 人 航 空 會 社	9 01

(日本標準規格B5)

F-0354

0203

(原議用紙乙)

側ノ許可取付方及着陸格納其他諸般ノ準備  
 ニ付、側ト打合セラレ度尚今機ニテ皇室ヨリノ御  
 贈品運送致度若シ右許可が遲延スル様ナラハ御  
 贈品ハ十二日横濱發貨根丸ニテ香港迄送り  
 全地ヨリ、イリペリアルエアウエーブニテ送附セムルノ  
 必要アルニ付大至急御回電アリタシ  
 飛行機ノ性能及乗員等ニ付イテハ追電ス不取敢

電 信 案 外 務 省

大臣 儀典課長 第三課長

電信課長

主任 第三課長

昭和十四年三月九日 起草

9 01

(日本標準規格B5)

電 信 案 外 務 省	本信寫挿入先 門 3 3 5 5 0 5 1 17	分類 F.1.10.0.3 電 信 案 外 務 省	電 送 第 5639 號 14年3月9日 午後3時10分發 宛 在テラシ 中山公使 名 訪、祝賀飛行ノ件 第一 二六 號 未段ニ関シ	發 有田大臣 記録件名 市野人龍彦署長
----------------	--	---------------------------------	--	------------------------

F-0354

0204



電 信 案

二 期 日 本 年 四 月 上 旬 東 京 出 發 全 月 中 旬

一 目 的 ハ イ ラ ン 國 皇 太 子 御 成 婚 奉 祝

ラ シ 公 使 ニ 申 入 ア リ タシ

尚 ハ イ ラ ン ニ 関 シ テ ハ イ ラ ン 公 使 ヲ 在 テ ハ イ ラ ン ハ

回 電 ア リ タシ

任 國 政 府 ( 貴 任 地 政 廳 ) 一 御 申 入 相 成 至 急 結 果

共 與 取 付 方 一 関 シ 委 細 左 記 ニ 依 リ 御 了 知 上 貴

(原議用紙乙)

儀典課長  
人事課長  
○ 第二課長  
東亞局  
× 第一課長

F.10.0.3  
5925

電 信 案

電 送 第 5922 號

14.3.11

件 名 訪ハ奉祝飛行

右 邊 村井三使

右 邊 重吉三使

合 第 四 七 四 號

記 録 件 名 發 有 田 大 臣

主管 第一課長  
主任 第一課長

昭和十四年三月十日

11 57

電 信 課 長  
發 電 係

外 務 省

(日本標準規格B5)

F-0354

0205



(原議用紙乙)

テ(ラ)着豫定

三 使用飛行機 三菱式双發輸送機

四 登録記号 JBEOA

五 無線電信 有

六 武器 寫真器 彈丸等推乃帶セズ

七 実施會社 大日本航空會社

八 乗員 操縦者士 二名

電信案

外務省

(原議用紙乙)

無線係 二名

機師士 二名

全乗者 井中井豫定 五名

三四名

九 豫定航空路

東京ー台北ー広東ー河内ー盤谷ー蘭貢

ーカルカッターアルハバードージョワトフルーカラチ

ージャスクーバスターーテ(ラ)ン

電信案

外務省

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 會計 秘書官

大臣 次官

電信課長



昭和14 七二四五 暗  
有田外務大臣  
第二六號

テヘラン 三月十三日後發  
本省 十四日前着 歐

中山公使

盤谷宛電合第四七號ニ關シ(「イラン」訪問奉祝飛行ニ關スル件)  
「イラク」代理公使ニ申入レ同國政府ノ許可取付方依頼シタルカ「  
バスラ」ヨリ「テヘラン」ヘ直行ナリヤ「バクダツド」經由ナリヤ  
爲念承知致度キ旨申シ履タルニ付テハ何分ノ儀至急御回電ヲ請フ尤  
モ本件許可ハ同代理公使ノ談ニテハ困難ナラサルヘキモ約一週間ヲ  
要スル見込ナリト  
因ニ公使ハ本月五、六日頃「バクダツト」ニ起リタル陰謀事件ニ關

外務省

右ノ中河内、蘭貢ハ通過ノ之他、着陸ス  
台北、広東、盤谷、カルカッタ、プラタ、バスラニハ  
宿泊

十、歸路一往路ト同ジ

本電宛先

英 佛 暹 羅

蘭 東 河 内

暹 羅 ヲリ 「イラク」 甲 石 院 着 陸 河 内 へ 航 空 ア ー プ ン

電信案

外務省

(原議用紙乙)

職典課長  
 人事課長  
 會計課長  
 歐亞局長  
 第二課長

電送第 6095 號  
 主管 歐亞局長  
 主任 第一課長

昭和十四年三月十日  
 14 48

中山公使  
 在テレン  
 訪イラン奉祝飛行ノ件  
 有田大臣

第 一九 號  
 記録件名

尚本飛行ノ主体日本政府ニテハ公社ヲ實施者トシテ存心  
 在テレンハハカクワトニテ追加ニ付テ申入レ  
 經由ス  
 御電合第二六号ニ関シ

電信課  
 發電係

外務省

(日本標準規格B5)

係アリヤノ嫌疑ノ爲未タ當地ニ歸任セス(了)

外務省

F-0354

0209

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 會社 秘書官

大臣 次官

電信課長

分類 五ノ四ノ三

昭和14 七四七三 暗 蘭貢 三月十五日 後發 本省 十五日 夜着 歐

有田外務大臣

第五一號

貴電合第四七號ニ關シ(訪「イ」奉祝飛行ノ件)

本日緬甸政府ノ許可取付濟

英、暹ニ暗送セリ

本邦人航空昇降條件

外務省

在、イラン中山公使

有田外務大臣

今般式典ニ際シ本大臣ヨリ貴國外交関係要路ニ贈品

進呈 要路者名御電パリタシ

尚陸海軍ヨリハ夫レ贈品ニ報ナリ

外務省

寫送先

秘書官 會計 文書 儀典 人典 調事 文查 情化 條報 通約 米商 歐洲 東亞 亞

次大臣 官

電信課長

分類 F.10.0.3

昭和14 七八六五 暗 倫敦 三月十七日後發 十八日前着 歐

有田外務大臣

第二六〇號

貴電合第四七四號ニ關シ(訪「イ」奉祝飛行ニ關スル件)

早速申入レ置キタル處十七日附ヲ以テ英國政府ハ本件親善飛行ノ豫

定航空路中英國領土通過ニ異議ナク着陸地ニ於ケル飛行場ニ於テ便

宜ヲ許與スヘキ旨回答越セリ

佛へ轉電セリ

外務省

(分類 F.10.0.3)

電 信 案	暗 件 名 宛 中山公使 在テ(ハンシ)	電送第 6183 號	主管 歐亞局長
		略 4. 月 日 時 分 發	主任 第一課長
第 號	件 名 宛 訪込奉祝飛行ニ關スル件	第 號	發 有田大臣
			記録件名

ハグワドニ宿泊豫定

貴電 F.10.0.3

昭和十四年三月十日 發

15 70

電信課長

發電係

昭起草

(日本標準規格 B5)

外務省

F-0354

0211

電 信 案

外 務 省

（原議用紙乙）

大日本航空會社總務部長合計十名、豫定十名が宿舎  
 御乾旅アリタン、当方にてハ公使館内ニ山宿方御配慮願  
 へ、好都合ト思料シ居レリ

機典課長 人事課長 會計課長

（分類）

電 信 案

外 務 省

管主 歐亞局長

主任 第一課長

昭和十五年三月十日 起草

17 81

電 送 第 6415 號	暗 示 略	昭和十五年三月十七日 時 分 發
宛 在、テ（ラン） 中山公使	件 名 訪日奉祝飛行ノ件	發 有田大臣
第 二 三 號	名 件 錄 記	

往電合、四七號ニ關シ

今般貴國ニ赴クモノハ、乗員六名、他全乗者、鶴岡、外務  
 事務官、江沼、軍少佐、大久保、航空局國際課長、永淵  
 及本飛行機係員トシテ

（特使、隨員トシテ）

F-0354

02 12







電信案

外務省

佛ヨリ英ニ電アリテン

暹羅ヨリイランニカルカワタ 蘭貢河内ニ

A式ニ方向探知器

短波 短波六、五九〇ケ 六、二一〇ケ

波長 中波 三三三ケ 五〇〇ケ

(原議用紙乙)

(分類)

電信案

外務省

塔載無線機 T式長短兼用送受信機

使用機名 そのわけ イラン名ナスイム

往電合テ四七號ニ関シ

暗部 第五一一號

電送第 6528 6529 號  
昭和十四年三月八日 午後七時二十分發

宛 在バンコク  
在佛村井公使  
宮崎代理大使  
訪日奉祝飛行ノ件

名件録記 發 有田外務大臣

管主 歐亞局長  
主任 第一課長  
昭和十四年三月十八日

電信課長

三〇

發電係

18 15

電信課長

大臣

次官

澤田

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文部 調查 人典 儀典 會計 會書 祕書官

寫送先

昭和14 八〇七七 略

テヘラン 三月十九日後發  
本省 二十日前着

歐

有田外務大臣

中山公使

第二九號

貴電（脱）ニ關シ（訪「イ」奉祝飛行ニ關スル件）

公使館内ニ止宿方取計フヘキモ自然一室ニ二名又ハ三名合宿ト相成  
ルヘク萬端ノ御世話行届カサルヘキモ豫メ御了解ヲ得度ク尙御一行  
ハ出發前腸壑扶斯豫防注射ヲ實施シ置カレンコトヲ希望ス（了）

外務省

電信課長

大臣

次官

澤田

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文部 調查 人典 儀典 會計 會書 祕書官

寫送先

昭和14 八〇七五 暗

テヘラン 三月十九日後發  
本省 二十日前着

歐

有田外務大臣

中山公使

第三〇號

貴電第二四號ニ關シ（訪「イ」奉祝飛行ノ件）

「テヘラン」無電臺ニ臺ノ呼出符號及波長左ノ通り  
一 E.P.A 短波二七・七五  
二 E.P.F 短波三六（了）

外務省



寫送先

電信課長  
大臣 東亞 歐洲 通商 條約 情報 文書 儀典 人調 文書 會計 祕書官

次官



昭和14 八三〇 暗 巴里 三月廿一日後發 歐

有田外務大臣 宮崎代理大使

第一六二號

貴電合第五〇六號ニ關シ(訪「イ」奉祝飛行ニ關スル件)

外務當局ニ對シ回答方督促中ナルカ當局ハ先般ノ暹羅親善飛行ト同  
様ノ性質ノモノナレハ印支通過ニ重大ナル支障アリトハ考ヘ居ラス  
關係官懸ヨリノ復答出揃ハサル爲正式回答カ遅延シ居ルモノナリト  
述ヘ居タリ(了)

外務省

大臣 次官

電信課長  
東亞 歐洲 通商 條約 情報 文書 儀典 人調 文書 會計 祕書官



昭和14 八七〇〇 暗 甲谷陀 三月廿四日後發 歐、亞

有田外務大臣 吉田總領事

第五六號(至急)

貴大臣發盤谷宛電報(合)第四七四號ニ關シ(訪「イ」奉祝飛行ニ  
關スル件)

印度政府ヨリ往復印度通過何等差支ナキ旨竝ニ所定ノ便宜供與セラ  
ルヘキ旨通報アリタリ  
暹、蘭貢、「イラン」へ暗送セリ

外務省

寫送先

大臣 次官 電信課長  
 東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 會社 祕書官

昭和14 八七二六 暗 盤谷 三月廿四日後發  
 本省 廿四日夜着 歐、亞  
 有田外務大臣 村井公使  
 第六八號（至急）  
 貴電合第四七四號ニ關シ（訪「イ」奉祝飛行ニ關スル件）  
 當國政府ノ許可取付ケタリ  
 尙航空路ハ「ウイエンチエン」ウドン（Ydon）「イナコンラジャシ  
 マ」ドムアン」線ニ依リ「ドムアン」著少クトモ二日前飛行十  
 ヨリ當國空軍ニ對シ到着豫定日時ヲ通報アリ度キ旨申越アリタリ  
 往電第五六號ノ次第モアルニ付右條件嚴守方航空關係者へ御申渡ア  
 リ度シ  
 河内、蘭貢、甲谷陀、「イラン」ニ轉電セリ

外務省

電 信 案 一 置 置 ヨ リ 河 内 イ ラン 及 河 内 轉 電 ア リ タ リ 省	イ ラン 及 英 國 間 係 取 付 済	私 急 許 可 取 付 ア リ タ ン	往 電 合 第 五 〇 六 號 ニ 關 シ	電 送 第 6984 號 分 發 時 後	暗 平 略 和 14 年 3 月 24 日	主管 歐亞局長	電信課長
				件 名 訪 レ 奉 祝 飛 行 ノ 件	主任 第一課長	發 電 係 長	
					第 五 〇 六 號	發 有 田 大 臣	昭和十三年三月二十一日
					記 録 件 名		

(日本標準規格B5)

F-0354

0219

電信課長

大臣

次官

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 會議 秘書官

昭和14

八八八〇

暗

河内本省

三月廿五日

後發 廿五日夜着

歐

有田外務大臣

鈴木總領事

第六七號（至急）

貴大臣發暹羅宛電報合第四七四號及第五〇六號ニ關シ（訪「イ」奉祝飛行ニ關スル件）

本件許可取付ニ付テハ訪暹飛行ノ時ト同様巴里ニ於テ爲サルヘキモノナルヲ以テ十三日當地總督府ニ對シ飛行ニ對シ便宜供與方ヲ依頼シ置キタルニ過サル處爲念總督府側ニ於テ執リ得ル臨時措置ニ付質シタルニ當方ヨリ書面ヲ以テ申入ルルニ於テハ巴里ヨリノ許可遅延等ノ場合ニ於テモ總督限りノ措置トシテ適當ノ便宜ヲ供與シ得ヘシ

外務省

ト語り居ルニ付本廿五日右様處置シ置ケリ

佛へ轉電セリ

外務省



大臣 次官

電信課長

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 會計 秘書官

昭 和 14

九 一 三 二 暗

テヘラン 三月廿七日後發 廿八日前着

歐

有田外務大臣

中山公使

第三五號

暹羅宛貴電第五一一號ニ關シ(訪「イ」奉祝飛行ノ件)

外務省ヨリ當地着陸場(東側飛行場)ニ付詳細(樋口ヨリ航空會社  
へ報告濟)通報爲シ來ルト共ニ該機ノ爲必要ノ燃料ヲ準備シ置キ度  
キ趣ヲ以テ使用燃料ノ種類數量問合セ越シタルニ付テハ右御同電ヲ  
請フ(了)

寫送先

外務省

大臣 次官

電信課長

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 會計 秘書官

昭 和 14

九 一 二 三 暗

巴里 三月廿七日後發 廿八日前着

歐

有田外務大臣

宮崎代理大使

第一八〇號(至急)

往電第一六二號ニ關シ

佛外務省ハ廿五日附書翰ヲ以テ印支上空通過ニ異議ナキ旨回答シ越  
セリ

尙本件飛行ニ當リ航空關係法規就中市街地ノ上空飛行、禁止地帯及  
國境出入地帯ノ使用ヲ嚴重遵守アリ度ク通過ハ「ソントイピン」  
「ジャムジャン」「ハイドウシヨ」河内「ウイアンチアン」ノ線トシ  
傳書鳩及撮影機ノ使用禁止並ニ武器及彈藥ノ輸送ニハ特別ノ許可ヲ

寫送先

外務省

(記)

(記)

F-0354

0221

(分類)

電 信 案	九二「オクタン」ノモ「一五〇」之及滑油「アグイエーション」	大日本航空會社ヨリ貴地「エル」会社ニ対シ「カソリン」	貴電「P三」五号ニ對シ	電送第 7389 號	主管 歐亞局長
				昭和十四年三月二十八日午後七時五分發	第一課長
外 務 省	第三	宛 在「テ」 中山公使	件 訪「山」奉祝飛行ノ件	發電係「河」	昭和十四年三月二十一日
		記録件名	發 有用外務大臣		23 62

電信課長  
發電係「河」

昭和十四年三月二十一日

日本標準規格 B5

要スル旨附記アリタリ

他方使用機ノ性能及乗務員其ノ他ノ氏名通報アリ度キ旨申越セルニ

付右ニ關シ御同電仰度シ

河内へ轉電セリ

外務省

F-0354

0222

(分類)

7414 ✓

電 信 案	機長 一等飛行機操縦士兼一等航空士 松井勝吾	合 第 五 七 二 號	暗 電送第 7413 號	主管 歐亞局長
			昭和 14 年 3 月 28 日 午後 0 時 0 分 發	主任 第一課長
外 務 省	合 第 五 七 二 號	( )	件 名 防心奉祝飛行機	發 有田外務大臣
			記 録 件 名	

(日本標準規格 B5)

電信課長

發電係

昭和十四年三月二十八日 起草

23

64

電  
信  
案

外  
務  
省

1 趣  
有奉付材料ナリ

オイル「ニロソルグエント」ノモノニ立用意申込済

(原議用紙)

F-0354

0223

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

電信案

外務省

機名及搭載無線機ニ付イテハ往電合月五一一号ヲ  
 通リ  
 依御  
 暹羅ヨリ河内カルクワシ  
 蘭貢ニ郵電アリ  
 佛ヨリ英ニ踏電アリタリ

(原議用紙乙)

電信案

外務省

無線通信士  
 機園士  
 操縦士 一等飛行機操縦士兼二等航空士 岩堀庄次郎  
 無線通信士  
 岡本虎男  
 辨治特派大使随員トシテ 銜 固外務事務官及 江口  
 海軍少佐並ニ本件飛行政府代表及本社代表トシテ 米  
 航空局  
 大久保 國際課長及 永淵 總務部長 (外務省嘱託)  
 合乘スル  
 大日本航空株式会社

(原議用紙乙)

大臣 次官 3  
 電信課長  
 東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 會社 秘書官 寫送先

昭和14 九四二五 暗  
 本 省 三月廿九日後發  
 廿九日夜着 歐  
 有田外務大臣  
 第三七號  
 貴電第三一號ニ關シ(訪「イ」奉祝飛行ノ件)  
 爲念樋口ヲシテ會社側ニ就キ取調ヘシメタル處當地「シエール」會社代理店ハ未タ右通報ヲ受ケ居ラサル由  
 尙九二「ノウジヨーン」ノ意味御回電ヲ請フ  
 (末尾ニ關シ當課發電ヲ取調ヘタルニ「オクターン」トナリ居  
 レリ「ノウジヨーン」ハ電送途中ノ崩レト認メラル 電信課)

電 信 案	分類	主管	電信課長
		主任	中山公使
外 務 省	第 三 三 三 號	電送第 7510 號	發 送 時 分
		昭和 14 年 3 月 29 日	14 時 08 分
件 名		宛	中山公使
件 名		發 送 件 名	有田外務大臣
件 名		件 名	初ハ奉祝飛行ノ件
件 名		件 名	在「イ」
件 名		件 名	至急
件 名		件 名	貴電第三六号ニ關シ
件 名		件 名	閣僚ノ許可ハ全部取付ケイラシク之未済ナリ

(日本標準規格B5)

F-0354

0225

寫送先

祕書官 會計 文書 儀典 人事 調查 文書 情報 條約 通商 米洲 歐亞 東亞

大臣 次官



電信課長

昭和14

九五五一

暗

テヘラン 本省

三月卅一日 午後發 卅一日前着

歐

有田外務大臣

中山公使

第三八號

往電第二六號ニ關シ

同國政府ノ許可督促中ナルカ當地代理公使ヨリハ其ノ後廿三日電信ヲ以テ督促シタルモ回答ナカリシニ付三十日更ニ代理公使ニ面會再度電報シ吳ルルコトニ打合せ置キタルカ同代理公使ハ右ニ對スル回答ハ明日カ金曜日ナル關係上一日ニアラサレハ得ラレサルヘシト思考スルモ本件飛行ニ對シ同政府ニ於テ何等異議アルコトヲ期待セスト言ヘリ (了)

外務省

電信案

外務省

御督位  
プリン

(原議用紙乙)

電信案

外務省

ヘラニ市上ヲ巡回飛行スルカ如キカ一層印象的ナラズ  
 大七十五日ニ到着シ翌日御出迎飛行ヲ行フニ法ナレキ  
 思惟セリ  
 カト備前州ニ付イテハ到着日時ヲ本飛行ヲ最  
 效果的ナラシムルニ當ナル日ニ到着日トシ且御回電アリ  
 タシ

(原議用紙乙)

(分類)

電信案

外務省

往電合才四七四号ニ候シ

十四日ハバグワドトシ着翌十五日貴地着豫定ル處寧  
 一日後ラセ皇太子御一行、貴地着下同時ニ際到着  
 至急

暗	電送第	7557	號
和	年	三月三日	時
分	分	分	分
件	名	宛	
	訪出奉祝飛行	在ヘラニ 中山公使	
第	三四	號	
	(至急)	記録件名	發
			有田外務大臣

電信課長

主任 第二課長 吉

昭和十四年一月三十日 30 15

(日本標準規格B5)

F-0354

0227

大臣 次官  
 東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 會社 秘書官

電信課長

昭和14 九六七八 暗  
 本 省 三月卅一日後發  
 中山公使 歐

有田外務大臣

第三九號 (至急)

貴電第三四號ニ關シ (訪「イ」奉祝飛行ノ件)

御豫定通り十五日當地着トセラレタシ尙「バグダッド」ニ於ケル宿

舎給油格納等準備及聯絡ノ爲樋口ヲ出張セシムル必要アラハ會社ヨ

リ同人ニ訓令セシメラレタシ (了)

外務省

電 信 案	以下全文	暗略	電送第 7676 號	主管 歐亞局長
		昭和14年3月31日午後	分發	主任 第一課長
外 務 省	本大臣發在英大使宛電報ハ三号轉電ス	件名	宛	發
		訪の奉祝飛行ノ件	中山公使	有田大臣
		第三五號	記録件名	

電信課長 發電係 31 06  
 昭和十四年三月 日起草

(分類)

(日本標準規格B5)

F-0354

0228







四月四日  
 会社より  
 在東京ハジメ  
 代理の使に迎  
 報レタリ

イラン親善飛行ニ關スル件

大日本航空株式会社

一、登録記號 J-B E O A

翼ノ表面及裏面共ニ赤丸（日ノ丸）アリ其ノ内側ニJ-B E O Aノマークアリ。尙胴體ノ中央部ニ機首ヨリ尾部ニカケテ太キ赤線アリ。

二、「イラン」國ヘノ入國コースハバクタットヨリテヘランヘノ定期航空路ニヨリ飛行ス

三、出發豫定日時 昭和十四年四月八日午前七時

以上

四、發動機番號 右一八六九 左一八五五  
 プロパラー 右五〇三三 左五二四三

(甲)

電 信 案 簿	往電合第 四七四号ニ関シ	暗	電送第 7675 號	主管 郵政局長
		件	名宛 在倫敦 望光大使	主任 第二課長 五
外 務 省	閣僚國ノ許可ハ全部取付済ナリ付中山公使ニ於イテ	第	三	昭和十四年三月三十一日 起草
		號	三	有田外務大臣
		至急		

大至急

電信課長

31 05

(日本標準規格Bの)

F-0354

0231



分類 F.10.0.3



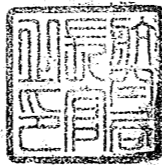
有添付

空國第一二二號

昭和十四年四月一日

外務次官 殿

航空局長 官



日本、「イラン」親善飛行ニ關スル件  
豫テ御配慮相煩置候本件ニ關シ別紙要領ニ依リ之ヲ實施スルコトト  
相成候條御了知相成度候

航空局

日本標準規格B5判

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文藝 調查 人典 儀典 文書 會計 會社 祕書官

大臣 次官

電信課長



昭和14

九九一四

暗

テヘラン 本省

四月一日後發 二日前着

歐

有田外務大臣

中山公使

第四五號

貴電第二三號ニ關シ「訪イ」奉祝飛行ノ件

貴電第二五號ニ依リ九名ト承知シ差支ナキヤ

外務省

航空局長官

日本「イラン」親善往復飛行要領

「イラン」國皇太子殿下御結婚ニ當リ日本國政府ハ左記要領ニ依リ航空機ヲ派遣シ之ガ奉祝ノ意ヲ表スルモノトス

記

- 一、目的 「イラン」國皇太子殿下御結婚奉祝
- 二、實施年月日 昭和十四年四月八日乃至十日
- 三、實施者 大日本航空株式會社
- 四、使用機
- （一）型式 三菱式双發輸送機
- （二）機名 「そよかせ」號
- （三）登錄記號 J I B E O A

五、搭載無線機

- （一）T式長短兼用送受信機
- 波長 中波 三三三 Kc
- 短波 六五九〇 Kc
- 六二一〇 Kc

（二）A式方向探知機

六、乘員及同乗者

- （一）乘員
- 機長 一等飛行機操縦士兼一等航空士 松井勝吾
- 操縦士 一等飛行機操縦士兼二等航空士 岩堀庄次郎
- 機關士 岡本虎男
- 技術員 楠木健次郎
- 無線通信士 清都誠一

(二) 同乗者

本飛行主催者タル日本國政府代表  
航空局書記官

大久保 武雄

本飛行實施者タル大日本航空株式會社代表  
大日航空總務部長

永淵 三郎

外務省 外務事務官

鶴岡 千仞

海軍省 海軍少佐

江口 穂積

七 航空路、著陸場等

第一日 東京―台北

第二日 台北―廣東

第三日 廣東―盤谷

第四日 盤谷―カルカッタ

第五日 カルカッタ―アラハバッド―シヨドプール―カラチ

第六日 カラチ―ジャスク―バストラ

第七日 バストラ―バグダッド

第八日 バグダッド―テヘラン

備考

航空路及著陸場ハ場合ニ依リ變更スルコトアルモノトス

八 復航ハ往航ノ逆ノ豫定トス

一、航空路

東京飛行場ヨリ江ノ島ヲ經テ洋上ニ出テ伊豆南端、潮岬、佐多岬ヲ  
經テ之ヨリ概ネ福岡、台北間定期航空路ニ沿ヒ台北飛行場へ、  
台北ヨリ新竹ヲ經テ洋上ニ出テ遮浪角ヲ經テ廣東飛行場へ、  
廣東飛行場ヨリ赤溪ヲ經テ洋上ニ出テ雷州半島南端ヲ經テ佛領印度  
支那へ

二、台北、佛領印度支那間飛行方法

洋上ニ於テ帝國艦船ニ遭遇シタル場合ハ直チニ之ヨリ離隔スル様行  
動シツツ支障ナキ限リ高度ヲ五〇〇米以下ニ下ゲ飛行スベシ  
廣東、佛領印度支那間ノ飛行ニ際シテハ豫メ艦隊等ニ密接ナル連絡

ヲ採ルベシ

三、離著陸場

東京飛行場

台北飛行場

廣東天河飛行場

四、不時著陸場

福岡第一飛行場

那覇飛行場

五、復航ハ前記往航ノ逆トス



寫送先

秘書官 會計書 文儀典 儀事 人調査 文情報 條約 通商 米洲 歐亞 東亞

次大臣 官



電信課長



昭和14 一〇〇六三 暗  
 有田外務大臣  
 第四八號 (大至急)  
 奉祝飛行ニ關シ「イラク」政府ノ許可アリタル旨同國代理公使ヨリ  
 電話通報アリタリ  
 英へ轉電セリ

テヘラン 四月三日後發  
 本省 三日夜着 歐

中山公使

外務省

(分類)

暗 手 件	電送第 7906 號	主管 歐亞局長
	昭和14年4月3日 時30分發	主任 第一課長
第 三十八 號	宛 中山公使	發 有田外務大臣
記録件名	訪日奉祝飛行件	

九ニ「オクターン」ノ電送山朝レキリ「オクターン」ハ「カソリン」  
 「カソリン」ハ「カソリン」  
 貴電亦三七号ニ関シ南電奉達  
 下ノ「カソリン」

1. 品位

昭 和 十 四 年 四 月 三 日 起 草

66

(日本標準規格B5)

外務省

F-0354

0237

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 秘書官

大臣 次官

電信課長

中 印

分類下 1.10.0.3

昭和14 一〇三五一 暗  
 有田外務大臣  
 第五〇號  
 往電第三五號ニ關シ  
 英波石油會社ノ談ニ依レハ九二「オクターン」ノ「ガソリン」持合  
 セナク八七「オクターン」ヲ最高トスル趣ナリ當地ニ於テ何等手配  
 スヘキコトアリヤ又外務省ノ照會ニ對シテハ幾何「オクターン」ノ  
 「ガソリン」ト回答スヘキヤ御回訓ヲ請フ(了)

本 省 四月四日後發 五日夜着

歐

中山公使

名 件

本 部 人 脈 室 子 子

外 務 省

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 秘書官

大臣 次官

電信課長

中 印

昭和14 一〇〇七六 暗  
 有田外務大臣  
 第三三六號(至急)  
 往電第三三二號ニ關シ  
 「イラク」政府ニ於テ異存ナキ旨三日同國公使ヨリ回答アリタリ  
 「イラン」ヘ轉電セリ

本 省 四月三日後發 三日夜着

歐

重光大使

外 務 省



電信案

外務省

右安藤司令官ニ可然御傳達アリタレ

(原議用紙乙)

電信案

外務省

宿舎ハ大日本航空會社ニ於テ直接留保者 乗組  
 員及同乗者 左通機長 松井勝吾 操縦士 岩塚庄次郎  
 機関士 岡本虎男 <sup>技術士</sup> 楠木健次郎 通信士 清都誠一  
 全乗者ニラン皇太子御成婚式ニ参列ノ特派大使隨員 升  
 務事務官 鶴岡千仞 <sup>海軍少佐</sup> 江口穂積 本件  
 飛行ノ政府代表 航空局書記官 大保武男 雄大日本  
 航空會社代表 本社總務部長 永淵三郎

(原議用紙乙)

F-0354

0240

九月	台北—広東
十日	廣東—盤谷 (伊支上空通過)
十日	盤谷—甲谷院 (蘭貢上空通過)
十一日	甲谷院—アラババド—ジョトポル—カラチ
十三日	カラチ—ジャスク—ハスタ
十四日	ハスタ—バグダド
十五日	バグダド—テヘラン

電信案

外務省

(原議用紙乙)

0  
17  
大

機務課長  
人事課長  
會計課長  
収入支出  
航空打合せ  
事務電

(分類)

電 信 案	八月 東京—台北	飛行機は よかけ号ハ乗員五名同乗者四名	件 合 第 六 五 八 号 ( 至 急 )	電 送 8284 8285 號 時 分 秒 14 46 56	主管 局長 主任 第 一 課 長	昭 和 十 四 年 四 月 起 草
外 務 省				記 録 件 名 訪 問 奉 祝 飛 行 件	發 有 田 外 務 大 臣	計 會 14.4.6 付 録

電信課長  
加藤 電 係  
6 29

(日本標準規格B5)

F-0354

0241

132

(分類)

電 信 案	電 信 案	外 務 省	外 務 省	外 務 省	外 務 省
豫定ナル處 便宜供與方御配慮ヲ請フ 尚宿舎ニ 全日午後四時以賞地着翌甲寅申朝迄申ニ向テ出發 訪ハ祝賀飛行ヲカセ申ハ八日午前七時羽田発 訪ハ祝賀飛行ニカセ申ハ八日午前七時羽田発		電送第 8259 號 昭和十四年四月六日 午後 時 分 發 件 名 宛 訪ハ奉祝飛行ノ件 千葉外務部長 在台北		主任 第一課長 昭和十四年四月六日 起草 加藤 發電係 6 19	
第 〇 號 記録件名 發 井上政理局長					

(日本標準規格B5)

電

澤羅河内、蘭貢、甲谷院ニ轉

中

カラチ、ハスニ付イテハ大日本航空ヨリ指舎留保手續

盤及申谷院、宿舎留保手續アリタル口北広東

村井公使 吉田録事 泰子夫人 任地

(原議用紙乙)

F-0354

0242

大臣 次官 電信課長  
 東亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 人儀 文書 先

分類 7110.28

昭和14 一〇七六四 暗  
 有田外務大臣  
 第五九 號  
 往電第五九號ニ關シ  
 御決定ノ上ハ豫メ外務省ノ了解ヲ求メ置ク必要アリ御決定ノ次第御  
 回電ヲ請フ尙六日同盟英文放送中ニそよかぜニテ櫻樹ヲ携行シ皇帝  
 ニ献上スルヤノ報道アル處右ニ付テハ當方ニ何等ノ御通知ナク從テ  
 献上ニ付テハ何レノ了解モ求メ居ラサル處當國皇帝ヘノ献上ハ可成  
 リ難シク其ノ勅許ヲ得サル以前ニ宣傳セララルトキハ益々困難トナ  
 ル惧アリ又植物ノ輸入ニ付テハ最近貿易規則ヲ特ニ嚴重ニシタル旨

テヘラン 四月八日後發 歐、儀、情  
 本 省 九日前着  
 中山公使

本部ノ航空器係條件  
 (此よりかき)

外務省

電信案  
 外務省  
 大日本航空會社ニ於テ直接留保済 乘組員及乗務者  
 左ノ通 機長松井勝吾操縦士岩堀左次郎機関士  
 日本虎男 榎木健次郎通信士清都誠一  
 全乗者 皇太子御成婚式ニ参列、特派大使隨員  
 外務省外務事務官 鶴岡 海軍少佐 江口穂積  
 本件飛行、政府代表 航空會社書記官 大久保武雄 大日本  
 航空會社代表 本社總務部長 永淵三郎

(原議用紙乙)

電信課長  
大臣  
次官  
東亞  
歐洲  
米商  
通商  
條約  
情報  
文化  
調查  
人典  
儀典

本信寫挿入先  
文  
類  
項目  
號

寫送

昭和14 一〇七六四 暗  
テヘラン 四月八日後發 歐、儀、情  
本省 九日前着

有田外務大臣  
第五九 號  
往電第五九號ニ關シ

御決定ノ上ハ豫メ外務省ノ了解ヲ求メ置ク必要アリ御決定ノ次第御  
回電ヲ請フ尙六日向盟英文放送中ニそよかぜニテ櫻樹ヲ携行シ皇帝  
ニ獻上スルヤノ報道アル處右ニ付テハ當方ニ何等ノ御通知ナク從テ  
獻上ニ付テハ何レノ了解モ求メ居ラサル處當國皇帝ヘノ獻上ハ可成  
リ難ク其ノ勅許ヲ得サル以前ニ宣傳セラルトキハ益々困難トナ  
又植物ノ輸入ニ付テハ最近貿易規則ヲ特ニ嚴重ニシタル旨

外務省

本邦人航空界停滯件  
(此の如き事)

電信案

外務省

航空会社代表合社總務部長 永淵二郎

本件飛行政府代表ハ航空局書記官大久保武雄 大日本  
外務省外務事務官鶴岡千仞 海軍少佐江口穂積  
全乗者ハ島イラニ皇太子御成婚式ニ参列、特派大使隨員  
左通機長松井勝吾 操縦士岩堀庄次郎 機関士  
因本虎男 技術士 榎本健次郎 通信士清都誠一

大日本航空會社ニ於テ直接留保済 乘組員及乗客者

(原議用紙乙)

F-0354

0244



廣東在回平文  
不週、為賄物トセリ

(分類)

電 信 案	本電宛先 廣東、アيران	豫定	以より世号ハ悪天候ノ為ニ出發ヲ一日延期シ九日ニ初田祭ノ 際	電送第 8519 85 號	主管 歐亞局長
				昭和十四年四月八日午後九時發	電信課長
外 務 省	合第 六七四 號	在衣車	訪ハ祝賀飛行ニ関スル件	件 各中山公使	主任 第一課長代
				發 有田外務大臣	昭和十四年四月 日 起草
				記録件名	

(日本標準規格 B5)

外務省ヨリ通知アリタリ(未段郵報)政府ニ於テ御献上ノ御趣旨ナ  
ルニ於テハ詳細御訓令ヲ請フ (了)

外務省

F-0354

0245

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 祕書官

大臣 次官

電信課長

昭和14 一〇八〇二 本 臺北 四月九日後發 九日夜着 歐

有田外務大臣 千葉臺灣外務部長

第四二號(至急)

そよかぜ號本日午後三時十二分無事當地着同乗者本夕臺北州知事並  
ニ臺北市尹ノ招宴ニ出席ノ筈  
廣東へ轉電セリ

外務省

(分類)

電信案	電送第 8521 號	主管 歐亞局長
	昭和十四年四月八日午後七時發	主任 第一課長代
件名	在台北 千葉外務部長	發 井上昭五郎長
件名	そよかぜ號と考延期ノ件	記録件名
第 號		
そよかぜ號出發 悪天候ノ爲 九日ニ延期ス 実施者ハ肋ヨリ 休上 千葉外務部長ノ 通知ノ事ハ 存念		

電信課長

發電係

昭和十四年四月八日 起草

49

(日本標準規格B5)

F-0354

0246

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp



寫送先

秘書官 會計書 儀典 人調 文情 條約 通商 米洲 歐亞 東亞

大臣 次官

電信課長

昭和14 一〇八三一 略 臺北 四月十日發 歐、儀  
 本省 十日發着

有田外務大臣 千葉臺灣外務部長

第九號

そよかぜ號十日午前八時十三分臺北發廣東ニ向ヒタリ

本電宛先 大臣、「イラン」、暹、廣東

暹ヨリ蘭貢、甲谷陀、河内へ轉電アリタシ

外務省

寫送先

秘書官 會計書 儀典 人調 文情 條約 通商 米洲 歐亞 東亞

大臣 次官

電信課長

昭和14 一〇八三〇 平 臺北 四月十日發 歐、儀  
 本省 十日發着

有田外務大臣 そよかぜ號 永淵三郎

天候快晴「エンジン」順調ナリ前途確信アル壯途ニ上ル、國境ヲ離  
 ルルニ際シ閣下ノ御健康ヲ祈ル

(了)

外務省





外務省

昭和十四年四月十日  
 有田外務大臣閣下  
 エム、バハドリ  
 何ラニ國使分使

外務省

熱誠ナル歡迎ヲ表シ更ニ何ラニ及  
 日本國間ニ現在スル國際友情ヲ深クナ  
 ラシムルコト大ナルモノナルヘント確信致候  
 本件ニ施行ニ關係セラルタル凡テノ  
 日本當局ニ於テ閣下ヨリ奉~~達~~意~~旨~~深  
 ナル謝意傳達~~ニ~~被下度候  
 右申進考奉~~達~~意旨ニ重クテ閣下ニ向テ  
 敬意ヲ表シ候  
 敬具

F-0354

0251

LEGATION IMPERIALE

DE L'IRAN

Tokyo, April 10th, 1939.

No. 20/18.

Monsieur le Ministre,

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's kind letter No. 4/E1 dated the 8th instant in which You were good enough to inform me of all the particulars about the dispatch of an aeroplane to Iran by the Imperial Japanese Government in celebration of the wedding of His Imperial Highness the Crown Prince of Iran.

As regards facilities to be provided in Iran for this flight, I have previously taken due steps by telegraphically communicating with Home Authorities, and trust no difficulty at all will be experienced in Iran by the members of the delegation and the crew who went on the aeroplane. I have obtained informations in regard to the details of the aeroplane from the Japan Air Company, which I have also furnished with my Home Authorities.

I, on behalf of the Imperial Iranian Government, beg to express my most sincere thanks for such a cordial courtesy as has been shown towards the Iranian Court by the Japanese Government in effecting the goodwill flight from Tokyo to Teheran, which I am fully confident will be very warmly accepted by the Iranian Court and Government and will further deepen to a great extent the international friendship existing between Iran and Japan. I hope that Your Excellency will kindly convey my

hearty

- 2 -

hearty gratitude on this occasion to all the Japanese Authorities concerned in arranging for the flight.

I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency, Monsieur le Ministre, the assurance of my high consideration.

Signed: M. Bahadori.  
Iranian Chargé d'Affaires.

His Excellency

Mr. Hachiro Arita,

H.I.J.M.'s Minister for Foreign Affairs.

T o k y o.

F-0354

0252



大臣 次官

電信課長

東亞 亞細亞 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 秘書官

有田外務大臣

第八一號

昭和14 一〇九八六 略

盤谷 四月十一日 後發

本省 十一日 夜着

儀、歐

村井公使

そよかぜ號十一日午後三時五十五分(日本時間)到着セリ

外務省

記録簿名 本報以 飛行 停機 雜件

大臣 次官

電信課長

東亞 亞細亞 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 秘書官

有田外務大臣

第一九九號

本官發 暹宛 電報

第三號

昭和14 一〇九四三 略

廣東 四月十一日 後發

本省 十一日 後着

岡崎總領事

儀、歐

「そよかぜ」號八十一日午前八時十分(東京時間)當地發貴地ニ向  
ヘリ(了)

外務省

F-0354

0253

(分類)

電 信 案	線 上 ケ 十 五 日 午 後 「 テ ハ ラ ン 」 釋 着	「 イ ラ ニ 國 皇 太 子 殿 下 御 帰 還 」 一 日	十 三 日 貴 地 着 豫 定 「 ソ ヨ カ セ 」 へ	電送第 8623 號	主管 歌 重 局 長
				昭和 11 年 4 月 11 日 午後 6 時 0 分 發	主任 第 一 課 長
外 務 省	第 四 六 號	宛 在 カ ル カ タ シ	名 吉 田 總 領 事	件 訪 問 奉 祝 飛 行 一 件	發 有 田 大 臣
		記録件名	發	件	

昭和 11 年 4 月 11 日 地草

(日本標準規格 B5)

(分類)

電 信 案	貴 見 一 直 り	貴 電 第 四 五 号 ニ 関 シ	第 四 三 號	電送第 8674 號	主管 歌 重 局 長
				昭和 11 年 4 月 11 日 午後 6 時 0 分 發	主任 第 一 課 長
外 務 省	第 四 三 號	宛 在 イ ラ ニ	名 訪 問 奉 祝 飛 行 一 件	件 訪 問 奉 祝 飛 行 一 件	發 有 田 大 臣
		記録件名	發	件	

昭和 11 年 4 月 11 日 地草

(日本標準規格 B5)

F-0354

0254

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp



寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 祕書官

大臣 次官

電信課長



昭和14 一一一〇四 略 甲谷陀 四月十二日後發 歐、儀  
有田外務大臣 本省 十二日夜着 吉田總領事  
第七八號  
そよかぜ十二日午前十一時二十八分着

外務省

記

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 祕書官

大臣 次官

電信課長



昭和14 一一〇五七 略 盤谷 四月十二日前發 儀、歐  
有田外務大臣 本省 十二日前着 村井公使  
合第二三號  
本官發甲谷陀宛電報  
第三號  
そよかぜ號十二日午前六時二十分(盤谷時間)當地發甲谷陀ニ向ヘ  
リ(了)

記録件名

外務省

F-0354

0256

寫送先

大臣 次官 了  
東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會議 祕書官

電信課長

分類 1.10.0.3

昭和14 一一一〇五 略 甲谷陀 四月十二日後發 十二日夜着 歐

有田外務大臣

第七九號

航空局長官へ大久保ヨリ左ノ通

十二日午前十一時二十八分到着一同元氣

そよかぜ好調ナリ

吉田總領事

本邦人航空関係事件

外務省

電 信 案	外 務 省	ヨリ右ハ 中山公使 ニ 送 上 ス	一 永 洲 行 機 機 ニ 関 シ 中 山 公 使	鶴岡事務官	電送第 8729 號	主管	電信課長
					昭和 14 年 4 月 12 日 18 時 70 分發	主任	第一課長
					宛	在	加
					名	吉田總領事	電
					件	イラン皇太子妃御座ニ付 防犯ニ係ル件	報
					第 四 九 號	發	發
					記録件名	有田大臣	電

昭和十四年四月十二日起草

(日本標準規格 B5)

F-0354

0257

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

http://www.jacar.go.jp

電信案

外務省

ニ「バスラ」ニテハ用紙英國領事館  
 カ製拂ハレタル外回市元  
 アラハ人タル回教徒ニ依リ  
 焼拂ハレタル趣ナリ御考査迄

(原議用紙乙)

電信案

外務省

中ノ報章アルル外新聞皇帝ハノ献上ハ  
 可成リ難シク其ノ勅許ヲ得サル  
 以前ニ宣債セラルト干ハ蓋々  
 困難トナル也アリ又植物ノ輸入  
 ニ付テハ四版章ナル故也アル趣  
 甲報先  
 アリ又上付宣債ハ一々云控ツル様  
 意アリタシ

不取敢  
 就中右植物ノ輸入許可取付方ニ付テハ中山公使  
 手配ス  
 入付

ラニ  
 西子為免

(原議用紙乙)

F-0354

0258

電信業

外務省

連終ナカリシモノナル折角暫行

永淵個人ノ思付ニテ何等方ト

二櫻(及梅)ノ暫行ニ関シテハ右ハ

貴地ニ井駐在員ヨリ聴取サレタシ

コトナリタル趣ナル外詳細ハ

九ニ「オクスター」ノモノヲ供給スル

社ニ行テ莫説石油會社ヲ通シ

(原議用紙乙)

(分類)

電信業

外務省

電送第 8757 號

昭和14年4月12日午後9時0分發

主管 廣田外務大臣

主任 第二課長

發電係 加藤

昭和十四年四月十二日

12 64

件名 中山公使

宛 在「イラシ」

件名 記録件名

發有 田大臣

第 四 五 號

貴電第五九号ニ関シ

一、ガソリンニ付テハ三井力シターダード

ハキネール社ト交渉ノ結果「シ」

(日本標準規格B5)

F-0354

0259

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文書 調查 儀典 文書 會計 祕書官

大臣 次官

電信課長

F.1.10.0.3

昭和14 一一二二四 略 甲谷陀 四月十三日後發 歐  
 有田外務大臣 本 省 十三日夜着  
 第八〇號 吉田總領事  
 「そよかぜ」號十三日午前七時（甲谷陀時間）當地出發「カラチ」  
 ニ向フ

本邦人航空係機件

外務省

電信案

外務省

御幣カアリタシ  
 エタルモノナレハ右ノ輸入許可方ニ付  
 (取付)

(原議用紙乙)

F-0354

0260



電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調査 人事 儀典 文書 會計 祕書官

村

昭和14 一一二一八 略 甲谷陀 四月十三日後發 本省 十三日夜着 歐

有田外務大臣 吉田總領事

第八一號

貴電第四六號ニ關シ(訪「イ」奉祝飛行ノ件)

そよかぜ號ヨリ左ノ通り

豫定ヲ變更シ「バストラ」ヲ十五日朝地方時間六時發「バグダツド」

上空經由「テヘラン」ニ向フコトトス尙「バストラ」「テヘラン」間

所要時間ハ凡ソ四時間半

「テヘラン」へ轉電セリ

右航空局長官へ御傳達ヲ請フ爲念

外務省

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調査 人事 儀典 文書 會計 祕書官

村

昭和14 一一二一五 略 甲谷陀 四月十三日後發 本省 十三日夜着 歐

有田外務大臣 吉田總領事

第八二號

大久保ヨリ航空局長官へ左ノ通

「そよかぜ」號ハ十三日朝七時(甲谷陀時間)出發

外務省

寫送先

F-0354

0261

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人典 儀典 文書 會計 會社 秘書官

次大臣

電信課長

分類



昭和14 一三九二 平  
バスラ 四月十四日後發  
本省 十五日着  
有田外務大臣  
鶴岡事務官  
十四日一三・四〇「バスラ」安着當地政情安定當地英領事館燒打ハ  
虛報ナリ尙海軍電參照アリタシ(了)

記録名

外務省

寫送先

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人典 儀典 文書 會計 會社 秘書官

次大臣

電信課長

分類



分類

昭和14 一一二七八 平  
カラチ 四月十四日前發  
本省 十四日着  
有田外務大臣  
鶴岡事務官  
そよかせハ十三日地方時間午後四時四十分「カラチ」着一同元氣  
(了)

記録名

本邦人航空昇降條件

外務省

電信課長



大臣

次官



東亞

歐亞

米洲

通商

條約

情報

文書

調査

人事

儀典

文書

會計

寫送先

分類

昭和14

一一五一二

平

テヘラン

四月十五日 後發

歐、儀

有田外務大臣

中山公使

第(脱)號(至急)

遞信省航空局長官へ大久保ヨリ

本日午前六時十分(地方時間)「パスラ」飛行場發「チギリス」

ユイフラテス」河ニ沿ヒテ北上「メソポタミア」文明ノ遺跡「コス

ロ」王ノ宮殿大「アイチ」及「イラ」ノ首府「バグダッド」上空

ヲ通過シ高度四千五百米ニテ白雪皚々タル「イラン」高原ヲ越ヘ午

前十一時二十分(地方時間)(所要時間四時間二十分)飛行場ニ着

陸畏キ邊リヨリノ御祝品ハ中山公使ニ御届ケ申上ケタリ飛行場ニハ

外務省

中山公使及「イラン」國政府代表等官民多數ノ出迎ヲ受ケ小官ヨリ  
日本國政府代表トシテノ挨拶及そよかぜ號飛行經過概要ヲ發表セリ  
乗員同乗者共ニ元氣ニシテそよかぜ號亦好調ヲ持續セリ「テヘラン」  
「着陸ハ各國ニ魁ゲタル一番乗ナリ本飛行ノ實施準備ニ盡力セラレ  
タル各位ニ對シそよかぜ號一同ヲ代表シ厚ク御禮申上ク(了)

外務省

F-0354

0263

電信課長  
大臣  
次官  
東亞 歐洲 米商 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 會社 祕書官

昭和14 一一五二四 平  
テヘラン 四月十五日後發 歐、儀  
本省 十六日前着  
有田外務大臣  
第六六號  
そよかぜ號十五日午前十一時二十分着兩陛下ヨリノ御贈品拜受セリ  
乗員一同無事ナリ(了)

外務省

電信課長  
大臣  
次官  
東亞 歐洲 米商 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 會社 祕書官

昭和14 一一五二二 平  
テヘラン 四月十五日後發 歐、儀  
本省 十六日前着  
有田外務大臣  
第六七號(至急)  
大久保ヨリ貴大臣並ニ平沼總理、遞信、陸、海軍、官内各大臣へ左  
記御傳へ請フ  
記  
そよかぜ號ハ本日午前六時三十分(地方時間)「バスラ」發「バク  
ダット」上空ヲ通過シテ午前十時二十分(地方時間)(所要時間四  
時間二十分)無事「テヘラン」飛行場着陸セリそよかぜ號一同ヲ代  
表シテ御報告申上ク(了)

外務省

老總内侍

寫送先

F-0354

0264

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 祕書官

寫送先

昭和14 一一五七七 暗

テヘラン 四月十六日後發

歐

有田外務大臣

第六九號

藤原航空局長官へ大久保ヨリ

波斯國ニ於ケル航空主管大臣ハ郵政大臣ニアラスシテ國防大臣ナル  
コト當地ニテ判明セルヲ以テ遞信大臣ヨリ郵政大臣宛ノ「メッセー  
ヂ」及贈物ハ之ヲ國防大臣宛ニ變更スルコトト致度ギニ付至急御意  
見賜リ度シ「メッセーヂ」ハ當地ニ於テ適宜修文作成方御許ヲ請フ  
本件ハ中山公使ト協議濟ナリ（了）

外務省

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 祕書官

寫送先

昭和14 一一五八八 暗

テヘラン 四月十六日後發

歐

有田外務大臣

第七一號

そよかぜ號當國訪問ニ依リ當國ニ與ヘタル效果甚大ナルモノアル處  
廿五日御成婚式終了後同飛行ノ任務完了スヘキニ付「カブール」ヲ  
訪問セシメタル後歐亞航空路調査ノ爲「イラク」、土耳其、羅馬經  
由伯林訪問ヲ行ハシムルコト機宜ニ適スト存セララルヲ以テ委細別  
電第七二號大久保發航空局長官宛電報ニ依リ御承悉ノ上何分ノ儀（  
御回電アリタシ）  
獨、伊、土、阿富汗へ轉電セリ

外務省

電信課長

大臣

次官



東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 祕書官

寫送先

記録付

昭和14 一 一五八五 暗

テヘラン 四月十六日後發  
本省 十七日前着

歐

有田外務大臣

中山公使

第七二號ノ一(別電)

航空局長官へ大久保ヨリ

日本「イラン」親善飛行ハ四月廿五日空中分列式參加ヲ以テ行事終了親善ノ目的ヲ達成シタルコトトナルヲ以テそよかぜ號ノ爾後ノ行動ニ關シテハ遞信、外務、陸軍、海軍四大臣決裁三月三十一日閣議報告前文及飛行要領第八項ニ基キ日獨定期航空ノ開始ニ資シ右航空路ノ試験飛行ヲ行ハンカ爲復航ニ於テハ航空路ヲ延長又ハ迂回スルコトトシ現地外交出先機關及陸海軍武官ノ特ニ重要ナル政治的外交

外務省

的希望モアリ此ノ際復航ニ當リテハ左ノ諸國ヲ訪問スル如ク航空路ヲ變更致度シ

一、阿富汗

阿富汗ハ日獨中央「コース」ノ經過國ニシテ從來航空交渉繼續中ナレハ此ノ際航空機ヲ以テ「カブール」訪問親善飛行ヲ行ヒ之カ交渉ノ妥結ヲ促進シ航空路ノ調査ヲ行フコトトス

二、獨逸

「ルフト、ハンザ」ニ於テハ本年ハ數回ニ亘リ柏林東京間試験飛行ノ計畫ヲ立テ第一回飛行トシテ四月廿二日伯林出發ノ旨「ガブレツ」ヨリ當地宛電報アリ(續ク)

外務省

電信課長

大臣

次官



東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 秘書官

寫送先

記録係

昭和14 一一五九二

暗

テヘラン 本 省

四月十六日後發 十七日前着

歐

有田外務大臣

中山公使

第七二號ノ二(別電)

日本側ニ於テモ此ノ際當地ヨリ柏林ヲ訪問シ國産機ニ依ル「バグダ  
ツド」伯林間ノ航空路調査ヲ行ヒ定期航空開始ニ資スルコトトス  
三伊太利

日獨南方「コース」ハ羅馬經由ヲ考慮サルヘキ處駐伊日本大使ノ  
報告ニ依レハ伊側ハ羅馬東京間聯絡ヲ希望セル旨申越シタル次第  
モアリ「ロードス」、羅馬、伯林間ノ航空路ヲ調査スルコトトス  
尙そよかぜ號ノ右計畫實施ニ要スル飛行時間約六十時間ニシテ

外務省

「バグダツド」東京間ノ所要時間ヲ考慮ニ入ルルモ技術上支障無シ  
右ハ訪問國及通過國ノ飛行許可取付ノ必要モアリ又東京へハ成ル  
ヘク豫定通り五月末日迄ニ歸着致度キヲ以テ外務、陸、海軍各省  
トモ御聯絡ノ上そよかぜ號復航ニ關シ至急追加命令賜度シ現地外  
交出先機關陸海軍武官ヨリハ夫々關係省宛電報ノ答(了)

外務省

電信課長

大臣  
次官

東亞  
歐亞  
米洲  
通商  
條約  
情報  
文書  
調查  
人典  
儀典  
文書  
會計  
會計  
秘書  
官

寫  
送  
先



昭和14 一一六九二 暗  
有田外務大臣  
第七四號  
往電第七一號ニ關シ  
藤原航空局長官へ大久保ヨリ  
日本「イラン」親善飛行ノ復航経路變更ノ件ニ付テハ曩ニ電報ノ通  
リナル處右飛行計畫ハ左ノ如ク實施スルコトト致度シ  
一主催者 日本國政府  
ニ實施者 大日本航空株式會社  
三目的 親善飛行、但シ「シリア」許可取付ニ關シテハ試驗飛行  
トス

中山公使

テヘラン 四月十七日後發  
本 省 十八日夜着

歐

分類

外  
務  
省

限航空路

- (一) 「テヘラン」ー「カブール」
- (二) 「カブール」ー「バクダツト」
- (三) 「バクダツト」ー「ロードス」
- (四) 「ロードス」ー羅馬
- (五) 羅馬ー伯林
- (六) 伯林ー「ブカレスト」
- (七) 「ブカレスト」ー「イスタンブル」又ハ「アンカラ」
- (八) 「イスタンブル」又ハ「アテネ」ー「バクダツト」
- (九) 「バクダツト」ー「バストラ」
- (十) 「バストラ」ー「カラチ」
- (出) 「カラチ」ー甲谷陀
- (出) 甲谷陀ー蘭貢
- (出) 蘭貢ー盤谷

外  
務  
省



寫送先

祕書官 會計 文書 儀典 人事 調查 文書 情報 條約 通商 米洲 歐亞 東亞

次官 大臣

電信課長

分類 F/10.0.3

昭和14 一六九八 暗 アンカラ 四月十七日後發 歐  
 本 省 十八日前着

有田外務大臣 武富大使

第八五號

「テヘラン」發貴大臣宛電報第七一號ニ關シ

別電第七二號未接到ニ付委細ハ不明ナルモ本件ハ機宜ニ通スル計畫ト認メラル但シ土耳其ハ豫テ外國飛行機ノ通過ニ難色ヲ示ス國柄ニテ許否不明ナルニ付計畫御確定ノ上ハ早目ニ交渉ノ要アリ又若シ希臘經由羅馬ニ赴クトセハ希臘ニハ常駐者ナキ故許可取付ニ數日ヲ要スル事情御含置キヲ請フ

「テヘラン」へ轉電シ、獨伊へ暗送セリ

記録係 本邦人航空機停機件

外務省

(四) 盤谷―河内―廣東  
 (五) 廣東―海口  
 (六) 海口―臺北  
 (七) 臺北―東京

五左ノ諸國ニ遞信大臣ヨリ親善「メツセージ」ヲ遣ルモノトシ「イラク」、羅馬尼、土耳其ニ付テハ當地ニ於テ適宜作成ノコトトス

阿富汗、「イラク」、伊太利、獨逸、羅馬尼、土耳其

六乗員、同乗者ハ「イラン」飛行ノ通り

七發動機ノ既往使用時間六十時間「テヘラン」ヨリノ歸航ニ要スル時間ヲ五十時間トスレハ尙他ニ約百時間ノ使用可能ノ見込ナリ東京「テヘラン」間西方逆風強カリシモ平均時速二六〇浬ナリ

前電御參考迄(了)

外務省